

景観形成地域ごとの届出対象行為

市内において以下の行為を行う場合、行為に着手する日の 30 日前までに市長に届出が必要です。また、大規模な行為*¹については届出前に事前協議が必要となります。

届出に対して、市は提出された行為の内容を景観形成基準*²に照合し、助言や指導を行います。また、不適合と判断した行為については、計画の是正等を勧告し、特定届出対象行為*³において勧告に従わない場合は変更命令を行います。

■届出対象行為

行為の種類		市街地景観形成地域	田園景観形成地域	農村景観形成地域	森林景観形成地域
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 10m又は行為部分の床面積の合計が 250 m ² を超えるもの		行為部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 10m又は床面積の合計が 250 m ² を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの		変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
工作物	垣、さく、塀の類	高さ2mを超えるもの		高さ 1.5mを超えるもの	
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの			
	煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 10mを超えるもの		高さ 5mを超えるもの	
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 10m又は築造面積 250 m ² を超えるもの		高さ 5m又は築造面積 10 m ² を超えるもの	
	地上に設置する太陽光発電設備	太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 10 m ² を超えるもの			
開発等の行為	土地の形質の変更	行為面積 1,000 m ² を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積 500 m ² を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積 300 m ² を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 1,000 m ² を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積が 500 m ² を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積 300 m ² を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 3m又は面積 500 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	高さ 2m又は面積 300 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	高さ 1.5m又は面積 100 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積 300 m ² を超えるもの		土地の用途変更を目的とした高さ 10 mを超えるもの又は伐採面積 300 m ² を超えるもの	

*¹ 「建築物でその高さが 13m又は床面積 1,000m²を超えるもの、工作物でその高さが 20m又は築造面積 1,000 m²を超えるもの」をいいます。

*² 景観形成基準の詳細をお知りになりたい方は、中央市まちづくり推進課までお問い合わせ下さい。

*³ 景観法第 17 条第 1 項の規定に基づき、条例により、勧告より強制力のある変更命令の対象となる特定届出対象行為を定めることができます。これにより、届出対象行為のうち、景観計画に定められた建築物または工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしよとす者またはした者に対して、設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができます。